

付 録

熊本県議会特別委員会委員選任一覧表

(令和5.6.6)

委員会名	高速交通ネットワーク整備推進	海の再生及び環境対策	地域活力創生
定数	16	16	16
委員	前川 川 隆 田 田 木 永 津 村 村 崎 田 部 藤 齋 杉 星 收 夫 聡 貴 次 郎 司 逸 彦 虎 三 平 之 子 カ 斗 川 川 田 田 木 永 津 村 村 崎 田 部 藤 齋 杉 星	岩 下 中 永 田 口 方 田 山 田 松 田 村 戸 川 田 井 岩 岩 吉 坂 山 緒 前 西 岩 末 吉 西 城 荒 亀 高 一 司 世 志 裕 二 秀 孝 子 洋 平 武 淳 章 雄 歳 栄 伸 和 孝 勇 憲 宗 智 直 孝 尚 知 英 千	城 松 溝 西 内 高 橋 楠 岩 高 池 坂 前 幸 住 立 下 田 口 野 野 口 本 本 島 永 梨 田 村 永 山 作 郎 治 一 喜 介 平 秋 治 男 生 昭 介 子 栄 大 二 朗 広 三 幸 聖 幸 洋 海 千 浩 和 幸 剛 敬 香 代 一 郎
備考			

熊本県議会特別委員会構成一覧表

(令和5.6.6)

委員会名	高速交通ネットワーク整備推進	海の再生及び環境対策	地域活力創生
定数	16	16	16
委員長	河津修司	緒方勇二	橋口海平
副委員長	中村亮彦	西山宗孝	高島和男
委員	前川川隆和健慎秀和雄隼泰陽ミ愛 藤鎌池高増松竹本南堤斎杉星 川田田木永村崎田部藤鳥野 收夫聡貴次郎逸虎三平之子カ斗	岩岩吉坂山前岩末吉西城荒亀高 下中永田口田田松田村戸川田井 栄伸和孝憲智直孝尚知英千 一司世志裕秀子洋平武淳章雄歳	作郎治一喜介秋治生昭介子 広三幸聖幸洋千浩幸剛敬香代一郎 下田口野野本本永梨田村永山 城松溝西内高楠岩池坂前幸住立
備考			

令和5年6月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)	6月26日 原案可決
〃 第2号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第4号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第5号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第6号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第7号	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第8号	熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第9号	財産の無償譲渡について	〃
〃 第10号	国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更について	〃
〃 第11号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	専決処分の報告及び承認について	6月26日 原案承認
〃 第14号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第15号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第16号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第17号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第18号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第19号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第20号	専決処分の報告及び承認について	〃

知事提出議案	第 21 号	人事委員会委員の選任について	6 月 26 日 原案 同意
〃	第 22 号	公安委員会委員の任命について	〃
〃	第 23 号	収用委員会委員の任命について	〃
〃	第 24 号	収用委員会委員の任命について	〃
議員提出議案	第 1 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	6 月 26 日 原案 可決
〃	第 2 号	森林環境譲与税等の森林整備に必要な予算の確保を 求める意見書	〃
〃	第 3 号	健康保険証の存続を求める意見書	6 月 26 日 原案 否決
委員会提出議案	第 1 号	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継 続・拡充を求める意見書	6 月 26 日 原案 可決

令和5年6月熊本県議定会例会議案各委員会別一覧表

<p>□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・) (人事委員会事務局)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………(1)</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳入全部……………(2) (事項別 明細書)</p> <p>歳 出</p> <p>歳 費のうち</p> <p>1 総務費のうち</p> <p>1 総務管理費のうち……………(4) (") (13)</p> <p>2 企 画 費……………(4) (") (14)</p> <p>3 市町村振興費……………(4) (") (15)</p> <p>4 選 挙 費……………(4) (") (16)</p> <p>5 防 災 費……………(4) (") (17)</p> <p>6 人事委員会費……………(4) (") (18)</p> <p>5 商工費のうち</p> <p>1 商業費のうち……………(5) (") (35)</p> <p>8 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………(6) (") (42)</p> <p>3 大 学 費……………(6) (") (45)</p> <p>9 諸支出金のうち……………(6) (") (49)</p> <p>第3表 地方債補正……………(9)</p> <p>○議案第 3 号 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 1)</p>	<p>○議案第 4 号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 2)</p> <p>○議案第 5 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 4)</p> <p>○議案第 6 号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 5)</p> <p>○報告第 1 号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………(12)</p> <p>○報告第 5 号 令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………(53)</p>
---	--

□厚生委員会関係 (健康福祉部)

- 議案第 1 号
令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第2号) ……………(1)
- 第1表 歳入歳出予算補正
歳 出
- 2 民生費のうち
 - 1 社会福祉費のうち……………(4) (事) (項) (別) (明) (細) (書) (19)
 - 2 児童福祉費……………(4) (") (") (22)
 - 3 生活保護費……………(4) (") (") (23)
 - 4 災害救助費……………(4) (") (") (24)
- 3 衛生費のうち
 - 1 公衆衛生費……………(4) (") (") (25)
 - 2 環境衛生費のうち……………(5) (") (") (27)
 - 3 医 薬 費……………(5) (") (") (28)
- 報告第 1 号
令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………(12)
- 報告第 5 号
令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………(53)
- 報告第 16 号
歯科保健対策の推進に関する施策の報告について……………(案 33)

<p>□経済環境委員会関係 <small>(環境生活部・商工労働部・観光戦略部・企業局)</small></p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………(1)</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>1 総務費のうち 1 総務管理費のうち……………(4) <small>事項別明細書</small></p> <p>2 民生費のうち 1 社会福祉費のうち……………(4) (") 19)</p> <p>3 衛生費のうち 2 環境衛生費のうち……………(5) (") 27)</p> <p>4 農林水産業費のうち 4 林 業 費……………(5) (") 33)</p> <p>5 商工費のうち 1 商業費のうち……………(5) (") 35)</p> <p>2 工 鉱 業 費……………(5) (") 36)</p> <p>3 観 光 費……………(5) (") 37)</p> <p>○報告第 1 号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………(12)</p> <p>○報告第 4 号 令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………(51)</p>	<p>○報告第 5 号 令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………(53)</p> <p>○報告第 8 号 令和4年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について……………(76)</p> <p>○報告第 9 号 令和4年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について……………(78)</p> <p>○報告第 10 号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について……………(80)</p> <p>○報告第 11 号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について……………(82)</p>
--	--

<p>□農林水産委員会関係 (農林水産部)</p>	
○議案第 1 号	
令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………(1)	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
4 農林水産業費のうち	
1 農 業 費……………(5) (明細書 29)	
2 畜 産 業 費……………(5) (" 31)	
3 農 地 費……………(5) (" 32)	
5 水 産 業 費……………(5) (" 34)	
第2表 債務負担行為補正のうち……………(7) (" 51)	
○議案第 10 号	
国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担	
金の変更について……………(17)	
○報告第 1 号	
令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の	
報告についてのうち……………(12)	
○報告第 5 号	
令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の	
報告についてのうち……………(53)	
○報告第 12 号	
専決処分の報告について……………(29)	
○報告第 17 号	
地産地消の推進に関する施策の報告について……………(35)	

<p>□建設委員会関係（土木部）</p>	
○議案第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）……………（ 1 ）
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
6 土 木 費	
1 土木管理費……………（ 5 ）	事項別 明細書……………（ 38 ）
2 港 湾 費……………（ 5 ）	”……………（ 39 ）
9 諸支出金のうち……………（ 6 ）	”……………（ 49 ）
第2表 債務負担行為補正のうち……………（ 7 ）	”……………（ 51 ）
○議案第 2 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）……………（ 11 ）
○議案第 9 号	財産の無償譲渡について……………（条 16 ）
○議案第 11 号	工事請負契約の締結について……………（条 19 ）
○議案第 12 号	工事請負契約の変更について……………（条 20 ）
○議案第 13 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 21 ）
○議案第 14 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 22 ）
○議案第 15 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 23 ）
○議案第 16 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 24 ）
○議案第 17 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 25 ）
○議案第 18 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 26 ）
○議案第 19 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 27 ）
○報告第 1 号	令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………（ 12 ）
○報告第 2 号	令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………（ 47 ）
○報告第 3 号	令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………（ 49 ）
○報告第 5 号	令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………（ 53 ）
○報告第 6 号	令和4年度熊本県流域下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について……………（ 72 ）

<p>○報告第 7 号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計事故繰越額の 使用に関する計画の報告について……………(74)</p>	
--	--

<p>□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第2号) ……(1)</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>7 警 察 費</p> <p>1 警察管理費……………(6) (事別 明細書 40)</p> <p>2 警察活動費……………(6) (" 41)</p> <p>8 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………(6) (" 42)</p> <p>2 特別支援学校費……………(6) (" 44)</p> <p>4 社会教育費……………(6) (" 46)</p> <p>5 保健体育費……………(6) (" 47)</p> <p>第2表 債務負担行為補正のうち……………(7) (" 51)</p> <p>○議案第 7 号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………(条 14)</p> <p>○議案第 8 号 熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………(条 15)</p> <p>○議案第 20 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 28)</p>	<p>○報告第 1 号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告についてのうち……………(12)</p> <p>○報告第 13 号 専決処分の報告について……………(条 30)</p> <p>○報告第 14 号 専決処分の報告について……………(条 31)</p> <p>○報告第 15 号 専決処分の報告について……………(条 32)</p> <p>○報告第 18 号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について……………(条 42)</p>
---	---

令和5年6月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内 訳	
委 員 会 名	件 数
総 務	
厚 生	
経 済 環 境	4
農 林 水 産	
建 設	
教 育 警 察	1
議 会 運 営	
計	5

		経済環境常任委員会	
令和5年6月2日受理		請 第 1 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平			
<p>(要 旨)</p> <p>国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置されるとともに、平成21年9月の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに消費者安全法が施行され、消費生活センターが法的に位置付けられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政は大きくステップアップしてきた。</p> <p>その後、平成26年度から、地方消費者行政推進交付金が措置され、その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されてきた。</p> <p>地方公共団体は財政措置を活用して消費生活相談等の基盤整備を行い、相談体制の充実や、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置など新たな取組を推進し始めたところであったが、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。</p> <p>消費者庁が地方消費者行政に対して措置した交付金の額は、消費者庁創設時に比べ大きく減額され、それにより地方公共団体は消費者行政を推進するために必要とする交付金額を確保できず、事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生している。</p> <p>また、平成30年度に当該交付金が地方消費者行政強化交付金に変更された際に、その予算が減額となり、活用できるメニューが限定されたため、地域の実情に合わせた活用に困難が生じていると聞き及んでいる。実際のところ、地方消費者行政で最も必要とされる推進事業分については、令和5年度の予算額は従前に比べるとかなり減少し、県及び市町村でこれまで進めてきた事業を中止せざるを得ない状況になっている。</p> <p>また、国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めているが、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額がそのまま活用できるものではない。</p> <p>住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活の安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。</p>			

		経済環境常任委員会	
令和5年6月2日受理		請 第 2 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平			
<p>(要 旨)</p> <p>国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置されるとともに、平成21年9月の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに消費者安全法が施行され、消費生活センターが法的に位置付けられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政は大きくステップアップしてきた。</p> <p>その後、平成26年度から、地方消費者行政推進交付金が措置され、その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されてきた。</p> <p>地方公共団体は財政措置を活用して消費生活相談等の基盤整備を行い、相談体制の充実や、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置など新たな取組を推進し始めたところであったが、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。</p> <p>消費者庁が地方消費者行政に対して措置した交付金の額は、消費者庁創設時に比べ大きく減額され、それにより地方公共団体は消費者行政を推進するために必要とする交付金額を確保できず、事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生している。</p> <p>また、平成30年度に当該交付金が地方消費者行政強化交付金に変更された際に、その予算が減額となり、活用できるメニューが限定されたため、地域の実情に合わせた活用に困難が生じていると聞き及んでいる。実際のところ、地方消費者行政で最も必要とされる推進事業分については、令和5年度の予算額は従前に比べるとかなり減少し、県及び市町村でこれまで進めてきた事業を中止せざるを得ない状況になっている。</p> <p>また、国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めているが、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額がそのまま活用できるものではない。</p> <p>住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活の安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。</p>			

		経済環境常任委員会	
令和5年6月2日受理		請 第 3 号	
件 名	「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者	住 所	氏 名
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平			
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県に対し、多重債務者ほか熊本地震における被災者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む「消費者自立のための生活再生総合支援事業」について、令和6年度以降も引き続き継続されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会問題として深刻化する多重債務問題解決のため、平成18年12月に可決・成立し、平成22年6月に完全施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」を受けて内閣の多重債務者対策本部で策定された「多重債務問題改善プログラム」では「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。</p> <p>当弁護士会は、貴議会に対し「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会で採択され、この請願を受けて、県では平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」が開始された。その後も当弁護士会は継続して事業継続を求める要望書や請願書を提出して事業継続につなげ、平成29年度からは「消費者自立のための生活再生支援事業」として実施され、事業開始からの約13年間に、学校進学に係る費用、生活費等で739件、2億9,867万円の貸付や債務整理による債務減が78億5,128万円にのぼるなど、県民に対する経済効果が発生している。</p> <p>特筆すべきは、貸付相談の際あるいはその後の徹底的なフォローアップの実施により、貸し倒れがほとんどないということであり、「顔の見える融資」として、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現しており、多重債務者・生活困窮者の掘り起こしから生活再建までの過程の実現により、多重債務問題の社会的解決を図ることにつながっている。</p> <p>さらに、平成29年度からは、個別要因に応じたトラブル解決支援、すなわち相談者の抱える問題の解決に必要な関係機関に赴き、個々の抱える副次的トラブルの解決及び事後のフォローアップなどの伴走型支援を行うことが事業の内容として盛り込まれ、熊本地震、令和2年7月豪雨の被災者の復興支援、新型コロナウイルス感染により影響を受けている方々に対する支援として、本事業が力を発揮すべき状況にある。</p> <p>このように、本事業は、熊本県消費生活条例の目的である「県民の消費生活の安定及び向上」を図り、同条例第38条に定める多重債務問題の改善を図るために必要な事業であるとともに、熊本地震、令和2年7月豪雨の被災者の復興のための制度でもある。加えて、コロナ禍における減収は収束の見込みが立たない中、生活困窮者らの生活再建も迅速さも合わせて対処しなければ「消費者自立のための生活再生」という目的を実現することはできない。ついては、令和6年度以降も本事業を継続すべきと考える。</p>			

		経済環境常任委員会	
令和5年6月12日受理		請 第 5 号	
件 名	物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度求める 請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
岩 中 伸 司 鎌 田 聡 西 聖 一			
<p>(要 旨)</p> <p>地方で安心して働き生活するため、次の項目について請願する。</p> <p>1 次の事項を実現するために政府及び関係機関に意見書を提出すること。</p> <p>(1) 大幅引き上げを実現させるため、以下の制度改正を行うこと。</p> <p>ア 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。</p> <p>イ 最低賃金を引き上げるための中小企業支援策を抜本的に拡充すること。中小企業の負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。</p> <p>(2) 最低賃金について、以下のように改善すること。</p> <p>ア 最低賃金は最低生計費を満たす金額とし、他の先進国並みの最低賃金水準に改めること。</p> <p>イ 全国一律最低賃金制度とすること。</p> <p>ウ 最低賃金法を公務員にも適用すること。</p> <p>(3) 審議会や専門部会の公開性を高めること。また、非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。</p> <p>(4) 最低賃金違反を根絶するため労働基準監督官を大幅に増員し、監督行政の強化を図ること。</p> <p>2 貴自治体として最低賃金引上げのための中小企業支援策をさらに拡充すること。</p> <p>3 賃金下限設定のある公契約条例を制定すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>幅広い人が、普通に働けば人間らしい生活ができる全国一律最低賃金制度の創設を求めているように、自民党内でもこれを求める議員連盟が立ち上げられた。物価高騰を乗り切るためにも、今こそ地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として、「全国一律・時給1,500円以上」を早急に実現することが欠かせない。そのためにまず、地域経済を支える主役である中小企業、零細事業所に最低賃金の引き上げを保障するため、社会保険を減免するなど特別な財政措置を実施し、さらに、単価の不当な切り下げや大企業の下請いじめを正すことなど、原材料費などの諸経費と人件費が価格に適正に反映される仕組みの整備が必要である。</p>			

		教育警察常任委員会	
令和5年6月12日受理		請 第 4 号	
件 名	安心安全な学校給食の無償化に関する請願		
紹 介 議 員	提 出 者	住 所	氏 名
岩 中 伸 司 岩 田 智 子 幸 村 香 代 子			
<p>(要 旨)</p> <p>1 県として学校給食を無償化し、地場産食材はもとより有機農産物を使用して安心安全な給食により子どもたちの健やかな成長を保障すること。</p> <p>2 国に安心安全な学校給食の無償化を求めること。</p> <p>以上2点を請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>熊本県の学校給食は、地場産物が活用され、昨年から国産小麦100パーセントの給食パンも始まり、県民に大変喜ばれている。</p> <p>しかしこれまでも給食費は保護者にとって大きな負担だったが、長引く新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機などの社会情勢の影響による現在の物価高騰で経済的に困難な家庭は増加し、給食費の出費は多くの世帯にとってますます重い負担となっている。就学援助制度もあるが、所得制限により制度を利用できない世帯の多くも経済的な余裕はなく急いで支援が求められている。そのような中で全国では給食費無償化に向けた自治体の取り組みが急速に広がる一方、熊本県では今年度、給食費は値上げ、一部補助や無償化等、自治体間での格差が大きくなっている。</p> <p>憲法には「義務教育は、これを無償とする」と明記されている。学校給食法では、給食は「食育の推進」と規定され、生活の基本となる食事、食文化を伝える大切な教育活動の一環である。給食が義務教育の一環ならば、教科書と同様に無償が本来ではないだろうか。学校給食法で食材費は保護者の負担と定められているが、文部科学省は、自治体の予算による補助で「保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能である」との見解を示している。</p> <p>義務教育の機会均等の立場からも、ぜひ県全体での給食無償化によって居住地による格差をなくし、保護者の経済的負担を早急に軽減してください。</p> <p>また子どもたちをとりまく食環境は輸入食品、加工食品、外食の利用が急激に増え、食品添加物や遺伝子組み換え食品、農薬、化学肥料など安全性への不安は現在大変大きくなっている。学校給食こそ安心安全であるために地場産・国産食材はもとより有機農産物を使用してください。そのことは子どもたちの健康増進、また県内地域農業の振興や環境保全、ひいては持続可能な未来へとつながる。</p> <p>ぜひ県全体で安心安全な学校給食を早急に無償化されるよう要請する。</p>			

令和5年6月20日

議長 瀧上陽一 様

総務常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 3 号	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 4 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 5 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 6 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和5年6月20日

議長 瀧上陽一 様

厚生常任委員長 楠本千秋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和5年6月20日

議長 瀧上陽一 様

教育警察常任委員長 末松直洋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 7 号	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 8 号	熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 20 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和5年6月21日

議長 瀧上陽一 様

経済環境常任委員長 吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和5年6月21日

議長 瀧上陽一 様

農林水産常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 10号	国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更について	原案可決

令和5年6月21日

議長 瀧上陽一 様

建設常任委員長 松村秀逸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 2 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 9 号	財産の無償譲渡について	原案可決
第 11 号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 12 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 13 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 14 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 15 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 16 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 17 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

議案番号	議案名	議決結果
第 18号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 19号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和5年6月定例会提出

閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 文化企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 5 球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 国際交流に関する件
- 7 公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

地域活力創生特別委員会

- 1 デジタル田園都市国家構想に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

令和5年6月定例会提出

請願委員会審査報告一覧表
閉会中の継続審査申出一覧表

委員名	内 訳					計
	採 択	不 採 択	撤 回 許 可	継 続 審 査		
総 務						
厚 生						
経 済 環 境	3	1				4
農 林 水 産						
建 設						
教 育 警 察		1				1
議 会 運 営						
高 速 交 通 ネットワーク 整 備 推 進						
海 の 再 生 及 び 環 境 対 策						
地 域 活 力 創 生						
計	3	2				5

経 済 環 境 常 任 委 員 会									
受理年月日 番 号	件 名	紹 介 員	提 出 者	住 所	氏 名	結 果		継 続 審 査	
						採 択	不 採 択		
5・6・2 請 第 1 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤池橋 川田口 隆和海 夫貴平	藤池橋			○			
5・6・2 請 第 2 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める請願	藤池橋 川田口 隆和海 夫貴平	藤池橋			○			
5・6・2 請 第 3 号	「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願	藤池橋 川田口 隆和海 夫貴平	藤池橋			○			
5・6・12 請 第 5 号	物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度求める請願	岩鎌西 中田 伸 聖 司 聡 一	岩鎌西				○		

教育警察常任委員会						
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者 住所 氏名	結果		継続 審査
				採択	不採択	
5・6・12 請第4号	安心安全な学校給食の無償化に関する請願	岩中 岩田 幸村			○	